

# 農地法第4・5条許可申請に添付する書類について

添付書類の提出部数は原則2部（原本2部。又は原本1部と写し1部）です。

また、朱書きを要する書類（エないしカ）については2部ともに朱書き願います。

- ア 事業計画書（事業の必要性、土地の選定理由、土地利用計画、用（給）排水計画、被害防除措置、離農措置、候補地内に道水路等がある場合の措置等を記載したもの。ただし、申請書又は他の書面、図面等で確認できる場合は省略可。）
- イ 法人にあっては、定款又は寄附行為及び法人登記簿の抄本又は謄本
- ウ 申請に係る土地の登記事項（全部）証明書（登記簿謄本）
- エ 公図の写し  
申請に係る土地の地番を表示する図面で、法務局備付けのものによる（字限図を含む。）。申請地に関する地目及び隣接土地の地目も併せて付記し、縮尺、方位、開発区域（朱書き）を明示したもの
- オ 転用候補地の位置及び付近の状況を表示する図面  
縮尺 1/50,000～1/10,000 程度。縮尺、方位、概ねの位置（朱書き）を明示したもの
- カ 転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置、及び施設物間の距離を表示する図面  
縮尺 1/500～1/2,000 程度。縮尺、方位、開発区域（朱書き）を明示したもの
- キ 所有権以外の権原に基づいて申請をする場合には、所有者の同意があったことを証する書面、申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権、又は賃借権に基づく耕作者がいる場合には、その同意があったことを証する書面
- ク 当該事業に関連して法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときは、その旨を証する書面。手続中等の場合は、その見込みを証する書面
- ケ 申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（ただし、意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面）
- コ 当該事業に関連する取水又は排水について、水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面
- サ その他参考となるべき事項
  - (ア) 全事業費が1,000万円以上の場合は、資金調達の計画の裏付け資料として、金融機関等の証明書（法人で、増資又は既設の売却費を充当するときは、役員会の議決書の写しで原本証明したもの）  
ただし、転用目的が自己住宅又は植林の場合に限り、添付は不要とする。
  - (イ) 市町村等にあっては、予算議決書及び条例等に定めるところによる用地取得等の議決書
  - (ウ) 申請地に抵当権、仮登記等が設定されている場合は、転用事業に支障を及ぼすことがないことを証する書面等
  - (エ) 申請面積が2,000平方メートル以上の転用の場合で、かつ、過去3年以内に農地転用の許可を得ている場合には、転用事業者の内容及び当該農地転用許可を得た土地のその履行状況等の補足説明書（様式第34号）
  - (オ) その他必要と思われる資料
    - ・申請書の住所（現住所）と申請に係る土地の登記事項証明書の表示と異なる場合には、住民票
    - ・申請に係る土地が未相続である場合には、相続関係を証明する書類（戸籍謄本等）